

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

現在、手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、「2026年度末までの約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みを進めています。

当組合におきましても、これらの取り組みに合わせ、下記のとおり対応を実施いたします。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

◆当座預金からの新たな払戻し方法のご案内について

2026年1月5日（月）より、現行の小切手振出しに加え、払戻請求書（出金票）による払戻しのお取扱いを開始いたします。

払戻請求書（出金票）のご利用方法や詳細につきましては、別途ご案内しております 『当座勘定規定の改定について』をご確認ください。

◆【重要】手形・小切手帳の新規発行終了と既発行分のご利用について

2026年3月31日（月）をもちまして、手形・小切手帳の新規発行を終了いたします。

なお、上記期日前であっても手形・小切手用紙の在庫がなくなった時点で、発行受付を終了させていただきます。

※お手元にございます手形・小切手用紙は、2027年3月末日まで引き続きご利用いただけますのでご安心ください。

◆【重要】2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付終了

2026年3月31日（月）をもちまして、2027年4月以降を支払期日とする手形・小切手の代金取立の受付を終了いたします。

該当する手形・小切手をお持ちのお客さまは、期日にご注意ください。

◆自己宛小切手（保証小切手）の発行受付終了

2026年3月31日（月）をもちまして、自己宛小切手の発行受付を終了いたします。

手形・小切手をご利用のお客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。代替となる電子的決済サービスにつきましては、今後改めて詳細をご案内いたします。

以上